

八潮市学校給食取引等業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、学校給食が教育の一環であることを理解し、市内小中学校の児童生徒に対する安全安心な学校給食品を購入するため、最良な事業者を選定するにあたり、価格のみの競争ではなく、調理技術、衛生管理力、配達体制等の項目点から選定を行う公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名

「学校給食事業」

(2) 事業内容

業者は、市の注文に基づき八潮市立小・中学校に対して、学校給食（以下「給食品」という。）を製造し、市はこれを買い受ける。

業者は、学校給食に関する法規、食品衛生、公衆衛生に関する関係法規並びに、厚生労働省「大量調理施設衛生マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等に基づき、学校給食の重要性を認識し、栄養上の配慮と衛生管理上の注意を払い安全安心な給食を提供するよう最善の努力を払う。

業者は、八潮市立小・中学校給食取引基本契約に基づく給食品を市が指定する時刻、指定した場所へ配達・回収等を行う。

詳細は、「八潮市立小・中学校給食取引等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務の種類

「八潮市立小・中学校給食取引基本契約」

「学校給食配達等業務委託契約」

(4) 履行期間

①令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

②令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※ ①、②につきましては、提案事業者の判断により選択してください。

(5) 契約金額

内定者と協議の上、決定します。

(6) 本業務の実施に係る予算限度額

①（令和8年4月1日から令和9年3月31日の場合）

金 8 6 2, 1 5 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

・八潮市立小・中学校給食取引基本契約 金 8 5 1, 7 8 7, 0 0 0 円

（一食あたり単価上限（小学校） 6 5 6. 9 1 円）

（ “ ” （中学校） 7 0 6. 0 4 円）

・学校給食配達等業務委託 金 1 0, 3 6 4, 0 0 0 円

② (令和8年4月1日から令和10年3月31日の場合)
金 1, 742, 109, 000円（消費税及び地方消費税を含む）
・八潮市立小・中学校給食取引基本契約 金 1, 721, 390, 000円
(一食あたり単価上限 (小学校) 656. 91円)
(" (中学校) 706. 04円)
・学校給食配送等業務委託 金 20, 719, 000円

※1…契約は食数に基づく単価契約とします。

※2…単価のうち食材相当額は、「八潮市学校給食費に関する規則」の金額に食材価格高騰分として小学校、中学校ともに1食あたり74. 66円を加算した金額とします。

3 食数

資料1を参考にしてください。食数は、転出入による児童生徒数の増減、学校の行事などによる欠食により変動があります。

4 給食実施回数

資料2-1、資料2-2を参考にしてください。

5 料金の支払い

契約ごと支払いは、月単位とします。当月分の請求書を受領後、その日から起算して30日以内に支払います。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

- (1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることに鑑み、児童生徒のために安全安心な学校給食の提供等を円滑に実施できる者。
- (2) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者。
- (3) 八潮市内又は近隣自治体（※1）に調理施設を有し、配送等ができる者。
- (4) これまでに、継続的に学校給食の製造・提供の受注実績を5年以上有する者で、学校給食法及び大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)に基づき、またアレルギー対応食の知識と理解があり、1日6, 500食以上を提供することが可能な者。
- (5) 定期の保健所の指導等において書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者。
- (6) 学校教育法、学校給食法等関係法令の趣旨・意義を理解し、給食を製造し、給食品の取り扱い及び配達業務を令和8年4月から実施できる者。
- (7) 八潮市の「令和7・8年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登載されている者または契

約開始日までに登載される見込みの者。

- (8) 申込書の提出日において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置及び八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置の期間中にはない者。
- (9) 次のいずれの欠格事項に該当しない者。
- ①地方自治法第92条の2に該当する者。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正又は再生手続をしている者
 - ④国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者
 - ⑤経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できない者
 - ⑥宗教活動や政治活動を目的とする者
 - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が経営に係る法人
- ※1…近隣自治体は、緊急時に概ね60分以内に人的動的に対応できる位置とする。

7 スケジュール

項目	日程
公募開始（実施要項の公表）	令和8年1月8日（木）
募集要項等に対する質問の受付	令和8年1月8日（木） ～令和8年1月22日（木） 正午までに提出
募集要項等に対する質問の回答	令和8年1月26日（月） 正午までに回答
企画提案書等提出期限	令和8年1月29日（木） 正午までに提出
プレゼンテーション審査	令和8年2月4日（水）
選定結果の通知	令和8年2月12日（木）

8 応募手続き

- (1) 八潮市ホームページに実施要項を掲載し、公表して募集を行います。
- (2) 企画提案書等の記入内容
- ①提出書類「プロポーザル参加申込書」（様式1）を記入の上、様式1の下記に記載されている（1）～（9）の企画提案書等を提出してください。なお、指定した様式以外の使用は認めません。
 - ②用紙の大きさは原則A4判縦とします。
 - ③企画提案書等の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲(A4用紙1枚、最大1,600文字以内)で記述してください。

(3) 企画提案書等の提出

- ①受付期間 令和8年1月8日(木)午前9時00分
～令和8年1月29日(木)正午まで(必着)
(受付期間中の土日を除く)
- ②受付時間 午前9時00分～午後5時00分(正午から午後1時を除く)
- ③提出書類 参加申込書(様式1)及び、様式1に記載の提出書類一式
- ④提出先 八潮市教育委員会教育部学務課
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1(市役所新庁舎4階)
- ⑤提出方法 持参のみとし、それ以外による提出は認めません。
- ⑥提出部数 16部(正本1部、副本15部)

(4) 質問の受付と回答

- ①質問受付期間
令和8年1月8日(木)～令和8年1月22日(木)正午まで
- ②質問の提出方法
- ア 質問書(別紙1)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。
- イ 電子メールの件名は、「実施要項に関する質問(業者名)」としてください。
- ウ 提出先電子メールアドレス
「gakumu@city.yashio.lg.jp」
- エ 電子メール送信後、学務課保健給食係まで送信確認の電話をしてください。
- オ 質問の内容は、実施要項、仕様書、参加申込書、企画提案書等の記入方法、応募手続き等、当業務の申請に必要と判断されるものに限ります。
- ③回答期間
令和8年1月8日(木)～令和8年1月26日(月)
- ④質問及び回答の公開
実施要項等に関する質問及び回答は、質問をした事業者名を伏せ、市ホームページで随時公表します。

(5) 選考方法

本業務の受注予定者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。
期間内に応募のあった者について、参加資格を審査する。参加資格を有した者を対象に企画提案書及びプレゼンテーションによる選考を実施し、本業務の受注先に最も適切と判断された受注予定者を選定します。

①実施日時

令和8年2月4日(水)

時間は、応募者に令和8年1月29日(木)午後に資格審査の結果と併せて、電子メールで通知します。

②実施場所

八潮市役所4階 会議室4-1 八潮市中央一丁目2番地1

③出席者

プレゼンテーションは、仮に受注した場合の業務の管理責任者が行うこととし、説明者を含めた3名までの出席とします。

④実施方法

事前に提出した資料等を用いてプレゼンテーションを行っていただきます。

- ア プrezentationの順番は、参加申込書の提出順とします。
- イ 説明は、一応募者につき20分以内とし、質疑応答は10分程度とします。
- ウ 説明者は、予定時刻の10分前までに八潮市役所4階学務課窓口にお越しください。控室へご案内します。なお、開始予定時刻に遅れた場合は、欠席として取り扱います。
- エ 説明は、企画提案書に基づく項目、その他応募者の特に強調したい提案内容等について行うものとします。なお、プレゼンテーションの際に、提出書類に含まれていない追加資料を用いることは認めません。
- オ プロジェクター等機材を使用する場合は、事前に学務課に連絡するとともに必要な機材は、提案者が用意してください。なお準備は、入室から説明開始前の時間に行ってください。
- カ プrezentationは、非公開とします。

⑤選考方法

- ア 選考委員会において、別紙2「業者選定基準」に基づき、企画提案書、見積書（提示金額）及びプレゼンテーションの総合評価により、優先交渉権者を決定します。
- イ 参加者が1者の場合でもあっても審査を行い、選定基準（7割）以上の場合には、優先交渉権者として特定します。なお、選定基準（7割）を満たしていない場合は、失格とします。
- ウ 選考においては、評価項目ごとに選考委員が採点し、各選考委員の合計得点を加算して最も高い応募者を優先交渉権者として決定します。
- エ 合計得点の最も高い応募者が複数の場合は、選考委員の協議により優先交渉権者を決定します。
- オ 合計得点の最も高い応募者が辞退した場合は、合計得点の高い順により優先交渉権者を決定します。
- カ 評価項目や内容、配点は下表のとおりです。

評価項目	内 容
事業者の状況 25点	② 財務状況
	②活動拠点（調理場等）
	③ 受託実績
給食調理 80点	①調理施設・設備 ・確実な衛生管理に対応できる施設・設備

	<ul style="list-style-type: none"> ・給食調理に適した施設・設備 ・洗浄・消毒・保管設備体制
	<p>②供給能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食数に対する供給能力
	<p>③従事者の配置・体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実な衛生管理に対応できる人員確保・体制 ・知識・経験豊富な人材の配置 ・部門ごとにおける人員確保・体制
	<p>④衛生管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異物混入や食中毒防止体制 ・調理工程表の作成及び周知 ・衛生管理を踏まえた作業動線 ・衛生管理の取り組み ・関係法令等の遵守状況
	<p>⑤食材調達・調理提供の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な食材の調達体制 ・国産・地場産の食材活用 ・調理提供の経験・実績 ・児童生徒が喜ぶための調理経験・知識
配送等 25点	<p>配送等体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配送時間、配送人員の確保 ・安全対策、専用車両の配置 ・荷受スタッフの体制
価格 10点	<p>① 給食取引基本契約</p>
	<p>② 学校給食配送業務</p>
その他 10点	受注に対する考え方・意欲
合計 150点	

⑥審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知するとともに、市ホームページに掲載します。

⑦その他

- ア 審査は非公開とします。
- イ 審査結果についての不服及び異議申し立ては、認めません。
- ウ 優先交渉権者が契約締結前に、「6 参加資格」を失った場合、又は、虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次点の者を新たな受注予定者として選定します。

9 契約方法等

- (1) 優先交渉権者として選定された提案者は企画提案書に基づき、詳細な内容について協議をし、予定価格の範囲内で契約を締結します。
なお、協議において、市は必要に応じて提案者に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。
- (2) 本契約の際は、再度、見積書を提出してください。なお、その見積額を提出する際に

は、審査の際に提出した見積額を超えないようにしてください。ただし、市が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 契約交渉が不調の時は、次点の者と契約締結の交渉を行います。

10 情報公開

本発注案件の契約先決定前における電話等による問い合わせ及び審査結果の内容に関する問い合わせには応じません。ただし、契約決定後に提案事業者から情報提供の希望があった場合、以下の項目について情報提供を行います。なお、情報提供は原則として電子メールで行うものとします。

- (1) プロポーザルの参加事業者数
- (2) 契約先業者名
- (3) 契約金額
- (4) 契約先業者の合計値
- (5) 情報提供希望のあった業者の評定の合計値
- (6) 情報提供希望のあった業者の全体順位
- (7) 提案項目ごとの契約先業者との評定の優劣（評点は情報提供をしない。）

11 遵守法令等

受注事業者は業務の実施にあたって、次に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。ただし、改正のあったときは、それに従わなければならない。

法令関係	学校給食法　食品衛生法　労働基準法等の労働関係法令 道路交通法等の配送に伴う関連法令　　その他の関連法規等
基準関係	学校給食衛生管理基準（文部科学省） 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）　　その他の関連要綱等

12 責任分担

本市と受注事業者との責任分担は、次のとおりとします。

種類	内 容	責任者	
		市	事業者
業務の中止・延期	市の指示によるもの	<input checked="" type="radio"/>	
	事業者の業務放棄、破綻		<input checked="" type="radio"/>
不可抗力による中止等	災害などによる業務中止	<input checked="" type="radio"/>	
運営費の変動	業務増加以外の要因による運営費用の増大		<input checked="" type="radio"/>
税率の変更	消費税が変更された場合	<input checked="" type="radio"/>	
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		<input checked="" type="radio"/>
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		<input checked="" type="radio"/>
	上記以外	<input checked="" type="radio"/>	
業務の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		<input checked="" type="radio"/>
配送事故	交通事故等により配送ができない場合		<input checked="" type="radio"/>

13 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、すべて提案事業者の経費とします。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。また、提出された提案書等は、提案事業者の意見を聞いた上で、八潮市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがあります。
- (3) 提出期限以後の企画提案書の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 審査書類提出から契約締結までの間に「6 参加資格」を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。
- (5) 提出された企画提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の取り扱いにするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うこともあります。
- (6) 受注契約書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商法特許の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとします。
- (8) 企画提案書作成のため八潮市から入手した資料は、企画提案書等の作成以外の目的で使用することはできないものとします。
- (9) 本件のプロポーザル実施の説明会は行いません。
- (10) 本要項に定めのない事項ならびに本要項に疑義が生じた場合は、協議による定めるものとします。

14 問い合わせ

〒340-8588

八潮市中央一丁目2番地1（市役所新庁舎4階）

八潮市教育委員会 教育部 学務課

電話：048-996-2296

FAX: 048-998-0828

E-mail: gakumu@city.yashio.lg.jp